

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 今月の視点

### 役員を選任・登記の懈怠での過料の発生とその他のリスク

#### 突然届いた「過料決定」書

「主文 被審人を過料金 50,000 円に処する。本件手続費用は、被審人の負担とする。  
理由 被審人は、左記会社の代表取締役<sup>1</sup>に在任中平成 31 年 3 月 31 日取締役は退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、令和 4 年 3 月〇日までその選任手続を怠った。適条会社法 976 条…年月・裁判官名」

こんな書類が突然届いたらびっくりしますよね。裁判所からは何の連絡もなく、いきなり社長の自宅に郵便が届いたようです。

社長が電話で裁判所に問い合わせをしたところ、過料額（法令上では 100 万円以下）は、どの登記をどの期間懈怠（かいたい＝やるべきことをやらず放置すること）したかによって変わってくるとの説明を受けたとのことでした。裁判所の説明内容を聞いたところ、対象と期間を考えると納得できるものではありませんでしたが、この種の過料は普段から注意をするようにして、避けたいものです。

#### 選任懈怠と登記懈怠

取締役の任期は原則 2 年、監査役の任期

は原則 4 年です。非公開会社（株式譲渡制限会社）の場合、定款の規定でそれぞれ 10 年まで延ばせます。役員<sup>2</sup>の任期が満了となるタイミングで役員を再任もしくは新任の選任をし、登記事項発生日から 2 週間以内に法務局に登記しなければなりません。

顧問の司法書士がいれば、任期が切れるタイミングでの選任と法務局への登記手続きを適時の対応と登記で懈怠となることは避けられます。中小のオーナー企業で役員<sup>3</sup>の交代もなく、任期を 10 年にしている場合に、選任懈怠が多い傾向にあるようです。

#### 過料発生以外の懈怠のリスク

任期満了による退任や辞任の登記をしないまましていると、登記簿上はその会社の役員であることとなります。自分はその会社ともう関係がないと思っても、登記簿上は役員である状態が続いてしまうと、会社に重大な損害が出てしまった場合などに経営陣の 1 人として経営責任を問われてしまう可能性があります。最悪の場合、多額の損害賠償となる可能性もあります。

役員<sup>4</sup>の任期は毎年の定時株主総会に際して毎回確認するとともに、登記事項が最新の状態になっているかどうか定期的に登記簿謄本で確認するようにしましょう。



役員の自宅住所が変わった場合も変更登記が必要です。任期に係るものではないので余計にうっかり忘れがちです。

## 相続土地国庫帰属制度—利用の要件—

相続で取得した土地が建物を建築できない敷地や郊外の利用価値の低い土地の場合、これまでは手放したいと思っても放置せざるを得ませんでした。しかし、このような土地でも要件に合えば、国に引き取ってもらえる相続土地国庫帰属制度が、令和5年4月27日から始まります。

### 国に帰属させる要件

相続土地国庫帰属制度は、相続又は遺贈で取得した土地について法務大臣の承認を得て負担金を納付することで利用できます。令和5年4月27日以前に相続した土地も対象になります。

ただし、次のような利用制限のある土地は申請できません。例えば、建物がある土地、抵当権や地上権、賃借権などが設定されている土地、通路など他人に使用されている土地、土壌汚染のある土地、隣地との境界が明らかでない土地など、これらの土地は制限を解消しないと申請できません。

また、一定の勾配や高さのある崖地、土砂災害のおそれのある土地、地上や地下に管理・処分を阻害する有体物がある土地、隣接地の所有者と争いがある土地などでは、申請しても承認を受けられない場合があるので注意しましょう。

### 土地の境界が明示されていること

相続土地国庫帰属制度の要件に該当するかは事前相談することができます。しかし、その前に、現地を見ておく必要があります。

申請の後、法務局の担当官が現地へ赴き、境界がどこにあるかを確認します。長く放置された土地の場合、境界がすぐに判別できないこともあります。

審査にあたっては、申請する土地と隣接する土地との境界を明らかにする写真、土地の形状を明らかにする写真を用意しておく必要があります。また、隣接地の所有者が認識している境界と相違がなく、争いがないことも要件になります。境界を確定させる場合には、土地家屋調査士など専門家に相談すると良いでしょう。

### 通路の用に供されていないこと

通路など他人の通行に使用されている土地は、相続土地国庫帰属制度の対象外となります。ただし、現在、通路や道路として使用されていないければ申請することができます。土地が実際にどのように利用されているかについても、事前に現地を確認しておきましょう。



境界は、はっきりしている？



中小零細企業が大企業と連携する場合の注意点（法的視点から）⑥

**【質問】**

ものづくり展示会にて当社の技術を披露しアピールを行ったところ、上場企業より業務提携ができないかという提案を受けました。

非常にありがたい話であり、是非前向きに進めていきたいと考えているのですが、一方で当社はこれまで上場企業と取引を行ったことが無く、何をどのように交渉し進めていけばよいのか勝手がわかりません。

今後の業務提携交渉に向けて、どのような点に注意すればよいのか法務視点で教えてください。

**【回答】**

前回は、共同研究開発を行う場面での注意点として、知的財産権の帰属、すなわちいつの間にか大企業に知的財産権が譲渡されてしまっている現象につき解説しました。今回は、成果物の利用制限と人材の引き抜きに関して解説します。

**【解説】**

中小零細企業が保有する技術・ノウハウ・情報等が有用であり、商業的価値も期待できるという場合、量産化のための製品開発を共同で実施することになります。

ここまでくると中小零細企業にとっても、新たな取引先確保と利益獲得まであと一步のところまで迫っていると言えるのですが、ここで気を抜いてしまうと、大企業の巧みな戦術(?)により梯子を外されてしまい、今までの努力が水の泡となって泣きを見る中小零細企業も存在したりします。

今月は深刻なトラブルとなりやすい3事例の内、残り2つをご紹介します。

**◆成果物の利用制限**

共同研究開発により得られた成果物（商品化可能なもの）につき、大手企業より、他社へ使用することを禁止するよう要請される場合があります。

たしかに、成果物の制作にあたって、大手企業より開示された秘密情報（技術・ノウハウ・情報等）が用いられている場合、秘密情報保護の観点から大手企業の要請も一定の合理性があると言わざるを得ません。

しかし、中小零細企業がこれを安易に受け入れてしまうと、成果物を制作するにあたって、自らが提供した秘密情報やアイデア等について、事実上他社で利用することができなくなってしまい、これはこれで困るという状況に追い込まれます。

結局のところはどこで折り合いをつけるのかという話に集約されてしまうのですが、利用範囲の制限を設けることで対応する、成果物の利用制限を受け入れる代わりに適切なライセンス料を大手企業より徴収する、成果物の利用制限自体は受け入れつつ、中小零細企業が保有する秘密情報やアイデアの転用は可能にする、といった合意を取り付けることが考えられます。

**◆人材・協力先の引き抜き**

現場実務で意外と多いのが、成果物を制作するに際して、中小零細企業の再委託先である協力事業者がいつの間にか大手企業と直接取引を開始し、当該中小零細企業が梯子を外され、大手企業との取引は開始できず、協力事業者の取引は解消してしまうといった事例です。あるいは、共同研究開発においてキーパーソンとなる人物が大手企業に引き抜かれてしまい、やはり当該中小零

細企業との連携協議が中断してしまうといった事例も現実にあります。

厄介なのが、協力事業者及び人材の引き抜きについて、商道徳的にはケシカランといえても、法的には当然に違法とは言い難いという点です。

引抜きに対する抜本的な対処法は、残念ながらないというのが実情です。もちろん大手企業との契約において、人材引抜きや協力事業者との直接取引を禁止する条項を定めておくことで一定の効果は見込めます。

しかし、従業員については職業選択の自由があることから、従業員自らが大手企業にアプローチをかけてきた場合にまで、果たして当該条項が実効性を有するのかはやや疑問が残ります。同様に、協力事業者も経済活動の事由があることから、別の機会を通じて大手企業（の関連会社等）との取引を開始したという体裁を取られてしまうと、やはり実効性を欠く場合があります。ちなみに、従業員に対して、特定の企業への就職を禁止する合意書を締結したとしても法的有効性に疑問が残りますし、協力事業者との間で大手企業との直接取引を禁止する契約を締結すること自体が困難と考えられます。

従業員及び協力事業者との普段からの信頼関係を構築することが重要と言えます。